

伊東市長等の政治倫理に関する条例（案）と政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例との比較表（参考）

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p><u>伊東市長等の政治倫理に関する条例</u></p> <p><u>（目的）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、市長、副市長、教育長（以下「市長等」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講じることにより、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（市長等及び市民の責務）</p> <p>第2条 市長等は、その市政を執行する権能が市民の信託によるものであることを深く自覚し、誠実に職務を執行しなければならない。</p> <p>2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負うことについて自覚を持つとともに、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、市長等に対して、その権限に基づく影響力を不正に行行使させるような働きかけを行ってはならない。</p> <p>（政治倫理基準）</p> <p>第3条 市長等は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) その地位又は権限を利用して金品を授受しないこと。</p> <p>(2) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、市長にあっては、その後援団体についても当該寄附を受領させないこと。</p> <p>(3) 市及び市の出資法人が締結する売買、賃借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分その他の行為に関し、特定の者のために有利な取り計らいをしないこと。</p> <p>(4) 市職員の公正な職務の執行を妨げ、その権限を不正に行行使するよ</p> | <p><u>政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成4年法律第100号）第7条の規定に基づき、伊東市長（以下「市長」という。）の資産等の公開に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> |

伊東市長等の政治倫理に関する条例（案）と政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例との比較表（参考）

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>う働きかけないこと。</p> <p>(5) 品位と名誉を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p><u>（資産等報告書及び資産等補充報告書の作成）</u></p> <p><u>第4条</u> 市長はその任期開始の日（再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。</p> <p>(1) 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨</p> <p>(2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨</p> <p>(3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨</p> <p>(4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額</p> <p>(5) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）</p> <p>(6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を</p> | <p><u>（資産等報告書等の作成）</u></p> <p><u>第2条</u> 市長はその任期開始の日（再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。）において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。</p> <p>(1) 土地（信託している土地（自己が帰属権利者であるものに限る。）を含む。）所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続（被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。）により取得した場合は、その旨</p> <p>(2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨</p> <p>(3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨</p> <p>(4) 預金（当座預金及び普通預金を除く。）及び貯金（普通貯金を除く。） 預金及び貯金の額</p> <p>(5) 有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。） 種類及び種類ごとの額面金額の総額（株券にあつては、株式の銘柄及び株数）</p> <p>(6) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が100万円を</p> |

伊東市長等の政治倫理に関する条例（案）と政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例との比較表（参考）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>超えるものに限る。) 種類及び数量</p> <p>(7) ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)<br/>ゴルフ場の名称</p> <p>(8) 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額</p> <p>(9) 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の額</p> <p>2 市長は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、作成しなければならない。</p> <p>(所得等報告書の作成)</p> <p><u>第5条</u> 市長(前年1年間を通じて市長であった者(任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった者)に限る。)は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過するまでの間)に、作成しなければならない。</p> <p>(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実)</p> <p>ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各取得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。)</p> | <p>超えるものに限る。) 種類及び数量</p> <p>(7) ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)<br/>ゴルフ場の名称</p> <p>(8) 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額</p> <p>(9) 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。) 借入金の額</p> <p>2 市長は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、作成しなければならない。</p> <p>(所得等報告書の作成)</p> <p><u>第3条</u> 市長(前年1年間を通じて市長であった者(任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった者)に限る。)は、次の各号に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間(当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過するまでの間)に、作成しなければならない。</p> <p>(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が100万円を超える場合にあつては、当該金額及びその基因となった事実)</p> <p>ア 総所得金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第22条第2項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第3項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各取得の金額(同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。)</p> |

伊東市長等の政治倫理に関する条例（案）と政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例との比較表（参考）

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）</p> <p>（関連会社等報告書の作成）</p> <p><b>第6条</b> 市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月2日から再び市長となった日から起算して30日を経過するまでの間）に、作成しなければならない。</p> <p>（資産等報告書等の保存及び閲覧）</p> <p><b>第7条</b> 前3条の規定により作成された<u>資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書</u>（以下「<u>資産等報告書等</u>」という。）は、市長において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている<u>資産等報告書等</u>の閲覧を請求することができる。</p> <p>（資産等報告書等の審査）</p> | <p>イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）</p> <p>（関連会社等報告書の作成）</p> <p><b>第4条</b> 市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月2日から再び市長となった日から起算して30日を経過するまでの間）に、作成しなければならない。</p> <p>（資産等報告書等の保存及び閲覧）</p> <p><b>第5条</b> 前3条の規定により作成された<u>資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書</u>は、市長において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>2 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている<u>資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書</u>の閲覧を請求することができる。</p> |

伊東市長等の政治倫理に関する条例（案）と政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例との比較表（参考）

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p>第8条 市長は、資産等報告書等を作成したときは、当該資産等報告書等の写しを、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過する日までに、第10条の規定により設置される伊東市政治倫理審査会（第10条を除き、以下「審査会」という。）に提出し、その審査を求めなければならない。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による審査の求めがあったときは、これを審査し、当該審査を求められた日の翌日から起算して90日以内にその結果に関する報告書（以下「審査報告書」という。）を市長に提出しなければならない。</p> <p>（審査報告書の公表等）</p> <p>第9条 市長は前条の規定により審査報告書の提出を受けたときは、その要旨を速やかに公表しなければならない。</p> <p>2 第7条の規定は、審査報告書について準用する。この場合において、同条第1項中「これらを作成すべき期間の末日」とあるのは、「審査報告書の提出を受けた日」と読み替えるものとする。</p> <p>（伊東市政治倫理審査会の設置）</p> <p>第10条 市長等の政治倫理に関する審査、調査等を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊東市政治倫理審査会を置く。</p> <p>（審査会の所掌事務）</p> <p>第11条 審査会は、次の各号に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) この条例の規定に基づき市長から求められた審査又は調査を行い、その結果を市長に報告すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長等の政治倫理の確立に関する重要な事項について調査審議をし、市長に意見を述べること。</p> <p>2 審査会は、前項の事務を行うため、市長等その他の関係人に対し、</p> |     |

伊東市長等の政治倫理に関する条例（案）と政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例との比較表（参考）

| 改正後   | 改正前 |
|---|-----|
| <p>説明又は資料の提供を求め、その他の必要な調査を行うことができる。</p> <p>（審査会の組織及び委員）</p> <p>第12条 審査会は、委員5人以内で組織し、法律又は会計に関する専門的知識を有する者等のうちから市長が委嘱する。</p> <p>2 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。</p> <p>4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。</p> <p>5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。</p> <p>（審査会の会議）</p> <p>第13条 審査会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに選任された委員による最初の審査会については、市長がこれを招集する。</p> <p>2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 審査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。</p> <p>4 審査会の会議は、公開とする。ただし、特別な理由がある場合において出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、非公開とすることができる。</p> <p>（報酬及び費用弁償）</p> <p>第14条 委員の報酬並びに費用弁償の額は、伊東市議会議員等の報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例(昭和22年伊東市条例第3</p> |     |

伊東市長等の政治倫理に関する条例（案）と政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例との比較表（参考）

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p>号)に定めるその他法令及び条例に規定する委員の例による。</p> <p>(市民の調査請求権)</p> <p>第15条 資産等報告書等に事実と異なる記載がなされている疑いがあるとき、又は市長等が次の各号のいずれかに違反する疑いがあるときは、地方自治法第18条に定める選挙権を有する市民（以下「市民」という。）50人以上の者の連署をもって、その代表者（以下「調査請求代表者」という。）から市長に対し、これを証する資料を添付して調査を請求することができる。</p> <p>(1) 第3条に規定する政治倫理基準</p> <p>(2) 第22条に規定する請負等に関する遵守事項</p> <p>2 市長は、前項の規定による調査の請求を受けたときは、当該請求が同項に定める要件を満たすものであることを確認した後、速やかに審査会に調査審議を求めなければならない。</p> <p>3 審査会は、前項の規定により調査を求められたときは、速やかに調査を行い、調査を求められた日の翌日から起算して90日を経過する日までに、調査の結果及び意見を記載した調査報告書を作成し、これを市長に提出するとともに、その内容を調査請求代表者に通知しなければならない。</p> <p>4 市長は、前項の規定による調査審議の結果の報告があったときは、速やかに当該報告の概要を公表しなければならない。</p> <p>5 第7条の規定は、調査報告書について準用する。この場合において、同条第1項中「これらを作成すべき期間の末日」とあるのは、「調査報告書の提出を受けた日」と読み替えるものとする。</p> <p>(市長等の協力義務)</p> <p>第16条 市長等は、審査会からの求めがあるときは、調査に必要な資料を提出し、又は審査会の会議に出席して説明をしなければならない。</p> |     |

伊東市長等の政治倫理に関する条例（案）と政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例との比較表（参考）

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p>（市長等が講じるべき措置）</p> <p>第17条 市長等は、審査会の審査報告書又は調査報告書において資産等報告書等に事実と異なる記載がある旨又は市長等の行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重して、資産等報告書等の記載の訂正その他の政治倫理確立のために必要と認められる措置を講じなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の措置を自ら講じない者がいるときは、市の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じるものとする。</p> <p>（虚偽説明等の公表）</p> <p>第18条 審査会は、市長等が審査会に対し、事実と異なる説明をし、審査若しくは調査に協力せず、又は審査会の審査報告書若しくは調査報告書の要旨の公表を怠っていると認めるときは、期限を定めてその是正を市長に求めることができる。</p> <p>2 審査会は、市長等が期限までに正当な理由がなく前項の是正をしないときその他必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。この場合において、審査会は、市長等に対しあらかじめ弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>（職務関連犯罪による起訴後の説明会）</p> <p>第19条 市長は、刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4まで及び第198条に定める罪、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条に定める罪その他職務に関連する犯罪（以下「職務関連犯罪」という。）による容疑で起訴された後、引き続きその職にとどまろうとするときは、説明会を開催し、その理由を市民に説明しなければならない。</p> <p>2 副市長又は教育長が職務関連犯罪による容疑で起訴された後、引き</p> |     |

伊東市長等の政治倫理に関する条例（案）と政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例との比較表（参考）

| 改正後  | 改正前 |
|--|-----|
| <p>続きその職にとどまろうとするときは、市長等に説明会の開催を求めるとともに、その説明会に出席して、その理由を市民に説明しなければならない。</p> <p>3 市民は、前2項の説明会が開催されないときは、有権者50人以上の者の署名をもって、その代表者により、市長が起訴された日後30日から50日までの期間内に、市長等に説明会の開催を求めることができる。この場合において、当該市長等は、その説明会に出席して、その職にとどまろうとする理由を市民に説明しなければならない。</p> <p>4 市民は、説明会に出席し、当該市長等に対して質問することができる。</p> <p>5 説明会の開催及び運営についての手続は、市長が別に定める。</p> <p>（職務関連犯罪による有罪判決後の説明会）</p> <p>第20条 前条の規定は、市長等が職務関連犯罪による有罪の第一審判決を受けた後、なお引き続きその職にとどまろうとするときの説明会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「容疑で起訴された後」とあるのは「有罪の第一審判決を受けた後」と、同条第3項中「起訴された日後」とあるのは「有罪の第一審判決を受けた日後」と読み替えるものとする。</p> <p>（職務関連犯罪による有罪確定後の措置）</p> <p>第21条 市長等が職務関連犯罪により有罪が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定により失職する場合を除き、当該市長等は、市民に対する責任をとるため、辞職手続を執るものとする。</p> <p>（請負等に関する遵守事項）</p> <p>第22条 市長等、その配偶者及び二親等以内の親族が役員をしている会社その他の法人（市の出資法人（市が資本金その他これらに準ずるものを出資している法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。）</p> |     |

伊東市長等の政治倫理に関する条例（案）と政治倫理の確立のための伊東市長の資産等の公開に関する条例との比較表（参考）

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>は、地方自治法第142条(第166条第2項で準用する場合を含む。)及び第180条の5第6項における市長等の兼業禁止に関する規定の趣旨を尊重し、市若しくは市の出資法人との間の工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約及び物品の購入契約又はこれらの契約の下請負若しくは再委託に関する契約を辞退するよう努めなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> | <p>(委任)</p> <p><u>第6条 この条例に定めるもののほか、市長の資産等の公開に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> |